

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第 2 編 酒税法関係 第 3 条 その他の用語の定義 (共通事項) 7 酒類の原料として取り扱わない物品 次に掲げる物品は、酒類の原料として取り扱わない。 なお、その使用について食品衛生法の適用を受けることに留意する。 (1) (省略) (2) 発酵を助成促進し又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程中に加える必要最少限の次の物品 イ～ニ (省略) ホ 酵母発酵助成剤(不活性酵母、酵母エキス、酵母細胞壁、りん酸アンモニウム、硫酸マグネシウム、<u>硫酸亜鉛</u>、チアミン塩酸塩、葉酸、パントテン酸カルシウム、ナイアシン、<u>ビオチン又はこれらで組成されるもの</u>) ヘ (省略) (3)～(7) (省略) 第 46 条 記帳義務 第 1 項関係 4 記帳義務における記帳の取扱い 令第 52 条((記帳義務))第 2 項〈酒類の販売業者の記帳義務〉の規定による記帳は、帳合取引、贈与、自家消費、返品等を含めて行わせることに取り扱う。 なお、酒類の販売業者が次に掲げる事項を厳守する場合については、払出した酒類のうち卸売(製造者又は販売業者に販売することをいう。)したもの以外のものに限り、令第 52 条第 2 項第 2 号に規定する「払出した酒類の数量」及び「払出しの年月日」の記載に代えて、払出した酒類の数量を 3 か月を超えない期間中の合計数量により一括して記帳(以下「一括記帳」という。)させても差し支えない。 (1) (省略) (2) 3 か月を超えない月の月中(当該月が会計年度の最終月に当たる場合はその月末)において<u>実地</u>棚卸しを行うこと。	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第 2 編 酒税法関係 第 3 条 その他の用語の定義 (共通事項) 7 酒類の原料として取り扱わない物品 次に掲げる物品は、酒類の原料として取り扱わない。 なお、その使用について食品衛生法の適用を受けることに留意する。 (1) (同左) (2) 発酵を助成促進し又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程中に加える必要最少限の次の物品 イ～ニ (同左) ホ 酵母発酵助成剤(不活性酵母、酵母エキス、酵母細胞壁、りん酸アンモニウム、硫酸マグネシウム、チアミン塩酸塩、葉酸、パントテン酸カルシウム、ナイアシン、<u>ビオチンの全部又は一部で組成されるもの</u>) ヘ (同左) (3)～(7) (同左) 第 46 条 記帳義務 第 1 項関係 4 記帳義務における記帳の取扱い 令第 52 条((記帳義務))第 2 項〈酒類の販売業者の記帳義務〉の規定による記帳は、帳合取引、贈与、自家消費、返品等を含めて行わせることに取り扱う。 なお、酒類の販売業者が次に掲げる事項を厳守する場合については、払出した酒類のうち卸売(製造者又は販売業者に販売することをいう。)したもの以外のものに限り、令第 52 条第 2 項第 2 号に規定する「払出した酒類の数量」及び「払出しの年月日」の記載に代えて、払出した酒類の数量を 3 か月を超えない期間中の合計数量により一括して記帳(以下「一括記帳」という。)させても差し支えない。 (1) (同左) (2) 3 か月を超えない月の月末において<u>現品の</u>棚卸しを行うこと。